

市制施行 100 周年記念絵本制作委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市制施行 100 周年記念絵本（以下「記念絵本」という。）の制作に当たり、制作事業を円滑に推進するため、市制施行 100 周年記念絵本制作委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、記念絵本制作に係る基本方針に基づき、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 記念絵本に係る重要事項に関すること。
- (2) 記念絵本に必要な資料収集、調査研究、及び編集に関すること。
- (3) その他記念絵本に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は委員 7 人以内で組織し、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、別表に掲げる者として委嘱した委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員会の会議（以下「会議」という。）における職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱時の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総合政策部市史編さん室において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 2 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

学識経験者
郷土史研究団体
社会教育関係者
学校教育関係者
市民公募